

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

発行所 NPO ピースデポ(平和資料協同組合)/PCDS(太平洋軍備撤廃運動:
法人 Pacific Campaign for Disarmament and Security)
〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3 3 1 日吉グリーネ102号
TEL:045-563-5101 FAX:045-563-9907 E-mail:office@peacedepot.org
http://www.peacedepot.org

編集責任者 梅林宏道 郵便振替 口座番号: 00250 1 41182 加入者名: 特定非営利活動法人ピースデポ

毎月2回1日、
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

174 02/11/1

¥100

朝鮮半島の核問題

今こそ非核地帯をテーブルに

日本がイニシャチブをとる好機

朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)が、濃縮ウラン計画を認めたという米國務省発の報道が、世界を揺るがしている。プッシュ政権が登場して以来の北朝鮮政策、それに応じる北朝鮮の反応をたどってみると、今日起こっていることを理解する一筋の道が見えてくる。それはまた、米国の手詰まりと、手探り状態を浮かび上がらせる。この状況で、日本が米国の情報と政策に振り回されるのは、愚の骨頂である。今こそ「東北アジアに非核地帯」構想をテーブルに載せることを第一歩として、日本が地域安全保障に向けて独自のイニシャチブを取るべきである。

ケリー訪朝団vs北朝鮮

10月16日、パウチャー米國務省報道官が報道声明を発表して、10月3~5日のケリー國務次官補らの訪朝の際に、北朝鮮が高濃縮ウラン計画を持っていることを認め、「枠組み合意(または合意枠組み)は無効」と述べたと発表した。この報道が、世界中に大きな反響を巻き起こした。まずは、声明の全訳(2ページ)を見ていただきたい。

注:米朝枠組み合意(または合意枠組み)とは、1994年10月、北朝鮮の核兵器開発疑惑を解決するために、困難な交渉の末、米朝間で結んだ合意。それによって成立した朝鮮半島エネルギー開発機構(KEDO)には、米、日、韓、EU(欧州連合)を理事国とする13か国が参加している。

最初に浮かぶ疑問は、どこまで真相なのか、なぜ2週間も経ってこれを発表したのか、という疑問である。

國務省声明には、真相に関する多くの情報は含まれていないが、「核兵器のためのウラン濃縮計画」と明記されていることに注目したい。北朝鮮は紛れもなく核心の問題について認めたのである。

しかし、実際にそのような計画の実態がどこまで存在しているかは別問題であり、分からない。報道によれば、北朝鮮は施設が稼働状態にないと説明した。

17日、北朝鮮の国連代表部は國務省声明を「大筋で事実」との認識を述べた。

その後、ケリーとカン・ソクジュ(姜錫柱 第一外務次官とのやり取り)について、報道が続いた。その中から、いくつか注目すべき事実が浮かび上がってくる。

まず、ケリーが遠心分離器の部品購入の証拠となる複数の文書を見せたの

新アジェンダ決議、日本は棄権

10月25日、国連総会第一委員会で新アジェンダ連合(NAC)提出の決議案「核兵器のない世界へ:新しいアジェンダの必要性」(「新アジェンダ決議」)の投票が行われた。賛成118、反対7、棄権38で採択された(内訳下記)。日本は、多くの市民が政府に賛成投票を求める要請を行ったが、棄権した。

賛成118:中国、カナダ、非同盟諸国など

反対7:米、英、仏、インド、パキスタン、イスラエル、モナコ

棄権38:NATOの非核欧州諸国、日本、オーストラリアなど

この中で、カナダが賛成したことがとり

わけ注目される。NATO(北大西洋条約機構)の一角が崩れたからである。このことについては、次号で論じる。

決議案は、前号に掲載した当初案から修正が加えられた。修正版(A/C.1/57/L.3/Rev.1)では、前文での国際司法裁判所(ICJ)勧告的意見への言及のしかたがより漠然としたものになり、前文での新型核兵器開発批判が、より間接的な表現に緩和され、主文1で当初「核兵器が使用される可能性が増大」としていたのを、「増大」との表現が取り除かれ、主文11での包括的核実験禁止条約(CTBT)の検証システム設置努

5ページ3段目右下へつづく →◆

は、10月3日であり、そのときは北朝鮮側は全面否定したといふ。そして4日になって核兵器開発計画を認めると同時に、数々の米国の違反行為を非難したといふ。北朝鮮は、突きつけられた証拠が本物であることを否定したり、真偽の調査をすると時間を稼ぐのではなく、選んで米国を挑発したと考えられる。

しかも、北朝鮮が非難したのは、単に、KEDOが供給すべき1基目の軽水炉の完成が、2003年予定から5年も遅れているという米国の約束不履行だけではない。「悪の枢軸（1月）」「国家安全保障戦略（9月）などを挙げたと報道されたように、ブッシュ政権が枠組み合意で敷かれた路線の上に作られたさまざまな米朝合意を踏みにじってきた（その中味は後述することに対して、北朝鮮は米国を激しく非難した。つまりはブッシュの北朝鮮政策の全体への批判として、北朝鮮は核兵器計画の自認という行動に出たと言うべきであろう。

さらに、北朝鮮は米国を突き放しもしなかった。核開発を断固進めると言うのではなく、核兵器計画を放棄するための条件を提示したと報道される。その内容は、米国が北朝鮮の現在の経済システム（つまりは現体制）を是認し、先制攻撃をせず、平和条約を締結することであった、という。

この内容はまさにブッシュ路線を変えろという要求である。この要求を踏まえて読むと、10月16日の国務省声明が極めてイデオロギー的に体制批判を返していることに納得がゆく。声明は「北朝鮮国民への苛酷な扱いの変更」「国民生活の改善」という踏み込んだ要求をした。

北朝鮮の違反行為

今回北朝鮮が認めたように「核兵器のためのウラン濃縮」計画が存在するとすれば、それはNPT第2条（非核兵器国の核兵器製造禁止）、3条（IAEAとの協定による保障措置の義務）に違反する。

米朝枠組み合意に関しては、中心的義務である「黒鉛減速炉と関連施設の凍結」には直接抵触しないが、合意2に違反する。そこには北朝鮮による「朝鮮半島の非核化に関する南北共同宣言（1992年）の履行が約束されており、宣言には「核再処理施設及びウラン濃縮施設を保有しない」と書かれているからである。

資料 報道声明

米国務省報道官リチャード・パウチャー
2002年10月16日

北朝鮮の核計画

今月初め、合衆国高官（複数）が多方面の問題に関する交渉を開始するために北朝鮮を訪れた。その協議の間に、ジェームス・A・ケリー国務次官補と代表団は、北朝鮮が「枠組み合意」やその他の協定に違反して核兵器のためのウラン濃縮計画を持っていることを示す情報を最近入手したことを、北朝鮮に対して通告した。北朝鮮官吏（複数）は、そのような計画を持っていることを認めた。北朝鮮側は合衆国を非難しようと試み、「枠組み合意は無効であると見なす」と言った。ケリー次官補は、北朝鮮は数年前前からこの計画を始めている、と指摘した。

夏にわたって、ブッシュ大統領は、同盟国や友好国と協議しながら、北朝鮮との関係改善のために大胆なアプローチを展開してきた。合衆国は、北朝鮮が大量破壊兵器計画、弾道ミサイルの開発と輸出、近隣諸国への威嚇、テロ支援、北朝鮮国民への苛酷な扱いなど、一連の問題についての行動を劇的に変更するならば、北朝鮮国民の生活を改善するために経済的、政治的措置をとる用意があった。しかし、我々

また、枠組み合意の前提となった米朝共同声明（1993年6月11日）にも違反する。そこには非核化共同宣言の順守と偏りのないフルスコープ保障措置の「原則」が宣言されているからである。

たとえウラン濃縮施設が未稼働であったり、未建設であったとしても、合意への背信行為であることに変わりはない。

米国の違反行為

しかし重要なことは、この事件直前まで、ブッシュ政権が枠組み合意を振りかざして「即時査察受け入れ」を迫り、受け入れなければ2005年に工事を中断すると警告してきたことである。これは、米国による枠組み合意違反の行為である。

枠組み合意には、「軽水炉プロジェクトの重要な部分が完了し、中心的な核関連機器（キー・ニュークリア・コンポーネンツ）が搬入される前の段階で、北朝鮮はIAEAとの保障措置協定の完全な履行に移行する」と書かれている。

ブッシュ政権は、査察には3年位を要するから、即時に査察を受け入れなければ2005年に予定される「中心的な核関連機器の搬入」の時点で、「枠組み合

意」違反となる、と主張し「即時受け入れ」を主張している。これが「違反予測事態論」と呼ばれる。

米朝枠組み合意のときの米国の交渉責任者（代表主席）であり、署名者でもあったロバート・ガルーチ（当時国務次官補、現在ジョージタウン大学エドムント・A・ウォルシュ・外交学部長）は、枠組み合意の文言からも、交渉経過からも、「違反予測事態論」は成立し得ない、と断言している（『アームズ・コントロール・ツデー』2002年5月）。

ガルーチによれば、交渉では、工事は「プロジェクトの重要な部分が完了」と「中心的な核関連機器の搬入」の2段階で理解されており、前者が完了する見返りとして査察に入る、というのが交渉で繰り返し述べられてきたことである。米国は、一方的に合意の解釈変更を押し付けている、とガルーチは言う。

合衆国政府は、議会の中心メンバーと協議しているが、今後も協議を続ける。ジョン・ボルトン国務次官とケリー国務次官補は、この重要問題について友好国や同盟国と協議するため、この地域を訪問しようとしている。

合衆国と同盟国は、北朝鮮に対して、NPTの下における誓約を順守し、検証可能な方法で核兵器計画を廃止することを要求する。我々は、この状況の平和的解決を求める。この地域の誰もが、この問題に利害関係を持っており、平和を望むどの国も核武装した北朝鮮を望んでいない。今が、地域の平和を愛する国がこの困難に有効に対処する好機である。（訳：ピースデポ）

意」違反となる、と主張し「即時受け入れ」を主張している。これが「違反予測事態論」と呼ばれる。

米朝枠組み合意のときの米国の交渉責任者（代表主席）であり、署名者でもあったロバート・ガルーチ（当時国務次官補、現在ジョージタウン大学エドムント・A・ウォルシュ・外交学部長）は、枠組み合意の文言からも、交渉経過からも、「違反予測事態論」は成立し得ない、と断言している（『アームズ・コントロール・ツデー』2002年5月）。

ガルーチによれば、交渉では、工事は「プロジェクトの重要な部分が完了」と「中心的な核関連機器の搬入」の2段階で理解されており、前者が完了する見返りとして査察に入る、というのが交渉で繰り返し述べられてきたことである。米国は、一方的に合意の解釈変更を押し付けている、とガルーチは言う。

米国の違反行為の数々

北朝鮮の違反行為を良しとしないのはもちろんである。しかし、米朝合意に限っても、ブッシュ政権の違反行為の報道があまりにも少ないので、公正を期す

第一委員会投票結果		新アジェンダ決議 (L.3/Rev.1)	日本決議 (L.42)	ICJフォロー決議 (L.53)	
		(10月25日) y118 - n7 - a38	(10月23日) y136 - n2 - a13	(10月21日) 136 - 30 - 22	(主文1) 146 - 5 - 5
核兵器国	米国	n	n	n	n
	ロシア	a	y	n	n
	英国	n	y	n	a
	フランス	n	y	n	n
	中国	y	a	y	y
NPT外の核保有国	インド	n	n	y	y
	パキスタン	n	a	y	y
	イスラエル	n	a	n	n
新アジェンダ連合	ブラジル、エジプト、アイルランド、 ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデン	y	a	y	y
NATOファイブ	ベルギー、ドイツ、イタリア、オランダ、 ノルウェー	a	y	n	y
主要非核国	カナダ	y	y	a	y
	日本	a	y	a	y
	オーストラリア	a	y	a	y
EU	デンマーク	a	y	n	y
非同盟諸国	インドネシア	y	y	y	y

この表は、国連総会第一委員会における主要な核軍縮決議3つについての主な投票行動をまとめたものである。新アジェンダ決議は、1ページ右下の記事参照。日本決議については、4～5ページ参照。ICJフォロー決議(いわゆるマレーシア決議)は、1996年7月のICJ勧告的意見を基に、主文1で核軍縮交渉の追求と完結の義務の存在を確認し、主文3で核兵器禁止条約への交渉開始を求めた決議。L. XXは、「A / C. 1/57/L. XX (決議案番号)を示す。 y=賛成、n=反対、a=棄権。 ICJフォロー決議では主文1に関する部分投票が行われた(右欄)が、他の2決議は全体投票のみ。

⊕ ために書いておく必要がある。

先に引用した枠組み合意の前提となる93年共同声明で合意した「原則」に関して言えば、今回の北朝鮮の先前に米国が違反した。93年原則の一つは「核兵器を含む武力による威嚇や攻撃を行わない保証」であった。このことは、枠組み合意の1にも反映されている。これを米国は、「核態勢見直し(2002年1月)において踏みこじった。そこには、不測の事態、しかも、もっともあつらゝる「喫緊の事態」における核兵器使用の対象国として、北朝鮮が名指しで例示されているのである。

「枠組み合意」に関して言えば、年間50万トンの重油の引き渡しは結果において順守されているものの、合意2において、「引き渡しに関して合意された予定にしたがって」と規定されている条項には、米国は違反を繰り返した。

2000年10月12日、チョウ・ミンロク(趙明録)国防委員会第一副委員長が訪米したときの米朝共同コミュニケは、「両国は、いずれの側も他方に対して敵対的な意図を持たないことを声明し、過去の敵意を払拭した新しい関係を建設するために今後全力を尽くす」という両政府の誓約を確認したと唱っている。枠組み合意で敷かれた路線は、ここまで事態を進展させていた。

しかし、1年後のブッシュ政権は、2002年1月の一般教書演説において、北朝鮮を「悪の枢軸」の一つに数え、2月に訪韓したブッシュは「悪の枢軸発言は北朝鮮の体制、政府に対するものである。国民に対するものではない」(キム・ジョンイ

川金正日)が国民を解放するまで私は考えを変えない」と敵意を込めて挑発した。さらに、9月に公表された「国家安全保障戦略」は、先制攻撃の文脈の中で、イラクに続いて北朝鮮に言及した。こうして、明かに共同コミュニケを踏みこじった。

北朝鮮のNPT違反を言うならば、同じくらい強い調子で米国の違反を言わなければならない。第6条の核軍縮義務はもちろん、それを履行するための数々の国際合意に際だって違反しているのが米国である。CTBT、核兵器の役割の縮小、不可逆性の原則など、違反の実態は本誌で繰り返し指摘してきた通りである。

北朝鮮のウラン濃縮計画容認発言は、このような歴史的な文脈のなかで、北朝鮮が選んだ外交戦略であろう。

日朝会談再開への先制措置

さて、冒頭に掲げた「なぜ2週間経って発表したのか」という疑問にもどりたい。

これは、10月29日に再開される日朝正常化交渉を睨んだ先制措置である、と考えるのが妥当であろう。

北朝鮮は、新たな外交カードを切った。米国も外交的に対処する以外に手はない。イラクの場合と地域関係がまったく異なるのである。韓国、日本、中国など関係諸国は米国の強硬路線を容認しないであろう。しかも、平壤宣言以来の日朝関係の急速な展開を考慮すると、米国は、ここで米国の影響力をしっかりと確保する必要がある。それには、米、

日、韓の共同対処という枠組みを、米国の主導の下にしっかりとめ直すのが最良の策であろう。「北朝鮮の核武装の危機」は、そのための米国のカードとして公にされたと考えられる。

しかし、「平壤宣言」という東北アジアの将来の平和構築の好機を手にした今、日本は旧態依然たる米国の分断政策の延長でものごとを考えるべきではない。

日本は独自の土俵を作れ

94年の枠組み合意の交渉に当たったガルーチ米国務次官補は、次のような明言を吐いている。

「カン・ソクジュ(交渉の相手側)は米国を信頼していない。我々も北朝鮮を信頼していない。それが枠組み合意なのだ。(前出)だからこそ、二国間で決めたことを一つ一つ守ることが必要なのだ、という趣旨である。

来るべき日朝の交渉テーブルも、まさにそのような場所であろう。50年以上の相互不信を一つ一つ未来に向かってほぐして行くプロセスである。

だからこそ、米国の都合に振り回されてはならない。米国は米国の世界戦略の都合で北朝鮮問題を考えている。日本は、固有の歴史と地域の文脈で新しい交渉のパラダイムを作るべきである。

その意味で、東北アジア非核地帯の構想を、交渉のテーブルに載せることを改めて提案する。それを軸に、双方の利害と不信除去のステップを具体的に出し合うことを強く訴えたい。(梅林宏道)

本質は「対米追従」の道程

日本決議 - - 米印反対、NAC棄権

主文は昨年と同文

国連総会第一委員会で、日本は昨年とほぼ同文の決議案を提出し、採択された。投票結果は、賛成136、反対2、棄権13であった。米国とインドが反対、新アジェンダ連合(NAC)が棄権したという点で昨年とほぼ同じ構図であった。

「核兵器完全廃棄への道程」という題名の決議「道程決議」としては、3年目に

なる。決議案は、10月10日、日本、オーストラリアの2カ国共同で提出された。その後、イタリアを含む7カ国が共同提案国に加わり、9カ国共同提案として10月23日に投票にかけられた。修正は行われなかった。

決議案の主文は、昨年とまったく同じであった(ただし、年度や年限表示は機械的にくり下げられた)。包括的核実験禁止条約(CTBT)早期発効要求は昨年どお

り維持された。第170号で速報したように、一時は外務省内で「核兵器完全廃棄の明確な約束」や「安全保障政策における核兵器の役割の縮小」などの文言に、変更が加えられるという検討がなされていたが、結果としては変更は行われなかった。

昨年と変わった点としては、前文に、モスクワ条約や米口新戦略枠組みへの言及を追加した。そのほか、キューバの核不拡散条約(NPT)加入決定(10月1日、第一委員会で演説)や、軍縮教育の国連報告書(8月30日、A/57/124)を歓迎した。中央アジア非核地帯早期調印の合意(前号参照)には言及していない。

決議

核兵器完全廃棄への道程

A/C.1/57/L.42

2002年10月10日提出、10月23日第一委員会採択

共同提案国: 日本、オーストラリア、イタリア、ウクライナ、ハンガリー、ホンジュラス、コートジボワール、ニカラグア、パプアニューギニア

総会は、

1994年12月15日の決議49/75H、1995年12月12日の決議50/70C、1996年12月10日の決議51/45G、1997年12月9日の決議52/38K、1998年12月4日の決議53/77U、1999年12月1日の決議54/54D、2000年11月20日の決議55/33R、2001年11月29日の決議156/24Nを想起し、

国際の平和および安全の増進と核軍縮の促進とは、相互に補完し強化し合うことを認識し、

核兵器不拡散条約(NPT)が、国際的な核不拡散体制の礎として、また核軍縮を追求する上で必要不可欠な基盤として、決定的に重要であることを再確認すると共に、キューバ共和国の本条約加入決定を歓迎し、

一方的、あるいは、戦略攻撃兵器のSTARTに従った削減の完了およびさらなる核軍縮への一歩となるべき米口間の戦略的攻撃力削減条約の最近の署名を含む交渉を通じて、核兵器国による核兵器削減の進展、および国際社会による核軍縮・不拡散に向けた努力を認識し、

核軍縮におけるさらなる進展は、国際的な核不拡散体制を強化し、国際の平和と安全の確保に資するとの確信を再確認し、

先般の核実験以降、核兵器の実験的爆発または他の核爆発に関するモラトリアムが継続していることも歓迎し、

2000年NPT再検討会議の最終文書が成功裏に採択されたことを歓迎すると共に、その結論を履行することの重要性を強調し、

2005年に開催されるNPT再検討会議に向けた2002年4月の第1回準備委員会における、強化された再検討プロセスの建設的な立ち上がり歓迎し、

中南米、中央アジア、アフリカおよびアジア・太平洋地域で開催された国際原子力機関(IAEA)保障措置のさらなる強化を目的とした一連のセミナーが成功裏に開催されたことを歓迎し、東京で本年12月に開催される予定の会議が、前述のセミナーの成果を最大限利用することを通じて、保障措置および追加議定書の普遍化を含むIAEA保障措置システムをさらに強化することへの希望を共有し、

ロシアと米国が、両国間の新たな戦略関係に関する共同宣言に従って、集中的な協議を継続し完了することを奨励し、

さらに包括的核実験禁止条約(CTBT)第14条に基づいて2001年11月に開催されたCTBT発効促進会議の最終宣言を歓迎し、

テロリストが核兵器または関連物資、放射性物質、機材および技術を取得または開発することを防止する重要性を認識し、

未来の世代のための軍縮・不拡散教育の重要性を強調すると共に、国連事務総長か

ら国連総会への政府専門家グループの報告書の提出に満足の意をもって注目し、

以下決議する。

1 NPTの普遍性を達成することの重要性を再確認すると共に、未締約国に対し、遅滞なくかつ無条件に同条約に非核兵器国として加入することを要請する。

2 NPTの全締約国が、同条約上の義務を履行することの重要性を再確認する。

3 NPT第6条ならびに1995年の「核不拡散及び核軍縮のための原則と目標」決定の第3節および第4節(c)を履行する体系的、前進的努力のための、以下の実地的な措置の核心的重要性を強調する:

(a) 遅滞なくかつ無条件に、かつ憲法上の手続に従い、CTBTに署名・批准し、その早期発効を達成することの重要性および緊急性、ならびにその発効までの間の、核実験爆発あるいはそれ以外のあらゆる核爆発のモラトリアム。

(b) 1995年の専門コーディネーターの報告書および同報告書に含まれた任務に基づき、また、核軍縮と不拡散の双方の目的を考慮して、差別的でない、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な核兵器あるいはその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する条約を交渉するための特別委員会を、2003年会期内のできるだけ早期にジュネーブ軍縮会議(CD)に設置し、5年以内に交渉を妥結すること、ならびに同条約の発効までの間の核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム。

(c) 作業プログラムを策定する文脈の中で、核軍縮を扱うことを任務とする適

反対と棄権の理由

反対した米国は、CTBTに関する文言が、反対の主要な理由であると述べた。インドは、NPT体制批判の観点から反対票を投じたと説明した。

棄権したNACを代表してアイルランドが、「核兵器完全廃棄への明確な約束」(主文3(e))が将来の措置であると示唆していること、全面完全軍縮と核軍縮との文脈上のリンケージを作っていることを批判した。中国は、最大核保有国の第一義的軍縮責任や、第一使用(ファースト・ユース)、先制攻撃(プリエンプティブ・ス

トライク)などの核ドクトリン放棄要求を行っていないことが棄権理由であるとした。昨年までABM問題を論拠として棄権してきたロシアは、今年は賛成に回った。

米政策への危機感表明なし

日本政府は確かに、米国の反対を承知のうえで昨年と同じCTBT早期発効要求を堅持した。しかしながら、この決議は2000年NPT合意の履行に進捗がないことに対して、懸念や危機感をいっさい表明していない。米国の核態勢見直し(NPR)で持ち上がった核使用のしきいの低下、新型核兵器開発、核爆発実

験再開の懸念といった問題への言及を完全に排除している。2000年NPT合意の文言を、実行の伴わないままに言葉だけ再確認するこのやり方は、新アジェンダ決議が、2000年合意を現在の危機の文脈で積極的に活用しようとしているのとはまったく対照的である。

前進のない現状をそのまま固定化し、無批判で露骨な対米追従を続ける路線である。この路線からは、核軍縮への道程が切り開かれる展望は見えてこようはずもない。

なお、日本政府は今年、委員会に提出と同時に決議案を市民に公開した。(川崎哲)

切な補助機関を、2003年会期内のできるだけ早期にCDに設置すること。

(d)核軍縮、核および核に関連する兵器の軍備管理・削減措置に関し、不可逆性の原則を含めること。

(e)2000年NPT再検討会議で合意された、NPT加盟国が同条約第6条の下で誓約する核軍縮につながる、保有核兵器の完全廃棄を達成するという核兵器国による明確な約束。

(f)ロシアおよび米国が、戦略的安定性および国際的安全保障を維持、強化するため、既存の多数国間条約に大きな重要性を置きつつ、戦略攻撃兵器の大幅な削減を行うこと。

(g)国際の安定を促進し、かつすべてのものにとっての安全保障が損なわれないとの原則に基づく方法で、すべての核兵器国が核軍縮につながる以下の措置をとること:

(i)すべての核兵器国が、一方的な核軍備削減を継続するようなお一層の努力を払うこと。

(ii)核兵器能力に関し、また、NPT第6条に従った合意の実行に関し、核軍縮に関するいっそうの進展を支える自発的な信頼醸成措置として、すべての核兵器国が透明性を向上させること。

(iii)一方的なイニシアチブに基づき、かつ核兵器削減および軍縮の過程の不可欠な一部分としての、非戦略核兵器の一層の削減。

(iv)核兵器システムの作戦上の地位を一層低減するための具体的な合意措置。

(v)核兵器が使用される危険性を最小化し、核兵器の完全廃棄の過程を促進するための、安全保障政策における核兵器の役割の縮

小。

(vi)核兵器の全面的廃絶に至る過程に、すべての核兵器国が早期にかつ適切に関与すること。

(h)軍縮の過程における各国の努力の究極的目標は、効果的な国際管理の下に置かれた全面完全軍縮であることを確認すること。

4.核兵器のない世界の実現のためには、核兵器廃棄の達成に向けた取り組みの過程におけるすべての核兵器国によるなおいっそう大幅な核兵器の削減を含む、さらなる措置が必要であることを認識する。

5.核兵器国が国連加盟国に対し、核軍縮に向けた進捗あるいは努力について然るべく通知するよう求める。

6.2003年にNPT再検討会議第2回準備委員会が開催されるにあたり、2005年NPT再検討会議の成功の重要性を強調する。

7.現在進行中の核兵器解体に係る努力を歓迎し、その結果として生じる核分裂性物質の安全かつ効果的な管理の重要性に留意し、すべての核兵器国が、もはや軍事上必要とされない各核兵器国が認めた核分裂性物質を、できるだけ速やかにIAEAあるいは関連する国際的検証措置の下に置くこと、また、かかる物質を永久に軍事計画の枠外に置くことを確保する目的で、平和的目的のために処分するようにすることを要請する。

8.核兵器のない世界を実現・維持するための核軍縮合意の遵守を保証するために必要とされる、IAEAの保障措置を含む検証能力のさらなる開発の重要性を強調する。

9.すべての国家に対し、核兵器その他の大量破壊兵器の拡散を防止し抑制するた

めの努力を倍加し、これら兵器の拡散に資する可能性のある装置、材料、技術を移転しないとの政策を、かかる政策がNPT上の加盟国の義務に一致することを確保しつつ、必要に応じて確認し強化することを要請する。

10.すべての国家に対し、核兵器その他の大量破壊兵器の拡散に資するあらゆる物質の安全性、安全な保管、効果的な管理および防護に関し、これらの物質が特にテロリストの手に渡るのを防止するため、可能な限り高い水準を維持するよう要請する。

11. IAEA事務局長、理事会、および加盟国に対して、決議GC(44)/RES/19で概括された、保障措置協定及び追加議定書の締結と発効を促し、これを容易にするための、行動計画の要素の実施を引き続き検討することを勧告する。IAEA総会決議GC(46)/RES/12の採択を歓迎するとともに、その重要性を強調し、右決議の早期かつ完全な履行を要請する。

12.核不拡散・核軍縮を促進する上で、市民社会が果たす建設的役割を奨励する。

(外務省の仮訳を基にピースデポの用語に統一した。)

◆◀1ページ右下からつづく

力に批判的ともとれる表現が改められた。これらの修正点は、米国批判のトーンを弱めることを中心にしており、日本などの主要非核国の賛成を獲得する目的で行われたと言える。日本はこれらの努力を無視して、棄権した。

なお、前文での「戦略的ミサイル防衛」の語から、修正版では「戦略的」が削除されている。(川崎哲)

3ページに、各決議への投票結果をまとめた。

今号の略語

CTBT = 包括的核実験禁止条約
EU = 欧州連合
IAEA = 国際原子力機関
ICJ = 国際司法裁判所
KEDO = 朝鮮半島エネルギー開発機構
NAC = 新アジェンダ連合
NATO = 北大西洋条約機構
NPT = 核不拡散条約

日誌

2002. 10. 6 ~ 10. 20

(作成: 竹峰誠一郎、中村桂子)

CIA = 米中央情報局 / DOD = 米国防総省 / ICBM = 大陸間弾道ミサイル / NPT = 核不拡散条約 / NYT = ニューヨーク・タイムズ / UNMOVIC = 国連監視検証査察委員会 / WMD = 大量破壊兵器 / WP = ワシントン・ポスト

10月6日 仏大型原油タンカー、イェメンのムカラ沖で爆発。10日、仏外務省「原因はテロ攻撃とみられる。」

10月7日 ブッシュ米大統領、対イラク演説、WMD廃棄を要求、「従わねば武力行使。」

10月8日 パキスタン、核弾頭搭載可能な中距離弾道ミサイル「ハトフ4」発射実験実施。

10月9日 DOD、連邦下院委員会に生物・化学兵器実験関係資料公表。1962～73年に少なくとも46回実施。

10月10日 台湾の陳水扁総裁、双十節祝賀大会演説で、中国にミサイル撤去し対話による台湾海峡安定実現求める。

10月10日 米下院、米大統領にイラク武力攻撃の権限を与える決議を賛成多数で採択。11日、上院も賛成多数採択。

10月11日 ノーベル委員会、カーター元米大統領に平和賞。ベルゲ委員長、米イラク政策批判。

10月11日 イラク政府、UNMOVICの書簡に返信、国連に査察履行迫る。査察官の質問の自由と航空機調査に関する明確な回答避ける。

10月12日 イラク政府、WMD開発疑施設を外国記者団に公開、疑惑否定説明。

10月12日 インドネシアのバリ島で連続爆発勃発、187人死亡、300人以上けが。14日、マトリ国防相「アルカイダ関与の可能性。」

10月12日付 DOD、陸軍第5軍団と第1海兵遠征軍の司令部要員にクウェート派遣命令、WP。

10月13日 DODなど、イラクへの軍事レーダー売却疑惑でウクライナ査察開始。

10月14日 米国、ICBM迎撃実験実施、通算5回目。DOD、実験は成功と発表。

10月15日 北朝鮮拉致事件で生存確認された5人、24年ぶりに帰郷、家族などと再会。

10月16日 米務省、北朝鮮が高濃縮ウラン製造計画など核開発をケリー国務次官補訪朝時に認めたと発表。

10月16日 印、パキスタンとの国境兵力削減発表。17日外務省、国境兵力「平時の状態に。」

10月16日 安保理、イラク公開討論開催（～17日）、60カ国が発言、武力攻撃への批判相次ぐ。

「核軍縮議員ネットワーク(PNND)・日本」勉強会

デービッド・クリーガー博士を招いて ブッシュ政権における核政策をめぐる動向

日時: 2002年11月20日(水) 15時～17時

場所: 衆議院第1議員会館第1会議室

講師: デービッド・クリーガー博士(核時代平和財団・会長、中堅国家構想・国際運営委員)

公開の勉強会です。参加ご希望の方は、入場券発行の便宜上、PNND東アジア・コーディネーター: 梅林宏道までメールかFAXで、お名前と所属(あれば)を11月18日(月)までにお知らせ下さい。梅林 <CXJ15621@nifty.ne.jp>、FAX: 045-563-9907

核軍縮議員ネットワーク・日本は、次の方々が役員となる63人の超党派の議員ネットワークです。
会長: 鈴木恒夫(衆、自民) 事務局長: 河野太郎(衆、自民)
幹事: 岡田克也(衆、民主) 赤松正雄(衆、公明) 金子哲夫(衆、社民) 松本善明(衆、共産)
中村敦夫(参、みどり) 山本一夫(参、自民) 土肥隆一(衆、民主) 江田五月(参、民主)
高野博師(参、公明) 東門美津子(衆、社民)

「在日米軍」ミサイル防衛 - 大いなる幻想」出版記念講演会

お話し: デービッド・クリーガー/梅林宏道 日時: 2002年11月21日(木) 18:30開場、18:45開会
場所: 早稲田奉仕園小ホール(奉仕園会館地下1階) 地下鉄東西線「早稲田」駅 下車5分

入場料: 会員 ¥1,000 / 「当日精算券」ご持参の方 ¥1,000 / 当日受付 ¥1,500

岩波新書「在日米軍(梅林宏道)と高文研「ミサイル防衛 - 大いなる幻想(デービッド・クリーガー)の出版記念講演会です。

事前申し込みによって割安で参加できます。書籍込みのチケットも販売しております。

詳しくはピースデポのHPをご覧ください。http://www.peacedepot.org/new/021121kinen.html

10月17日 北朝鮮核関連装置、パキスタンから米情報当局が結論。18日、パのクレス大統領報道官「根拠ない。」

10月18日 臨時国会開会。

10月19日 米国のケリー国務次官補訪韓、崔成泓・外交通相らと北朝鮮核問題協議。20日、来日川口外相らと同協議(～21日)

10月19日 第8回南北閣僚会談、平壤で開催(～22日)

10月19日 中国政府、化学兵器転用可能物資や設備の輸出規制条例公布発表。

10月20日 米、北朝鮮の核開発で94年枠組み合意破棄決定と政府高官証言、NYT。21日アーミテージ米務長官「未定。」

沖繩

10月7日 稲嶺知事、細田沖繩担当相らと関係3閣僚と会談。地位協定改定などについて要請。

10月7日 県環境影響評価審査会、「北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設」にかかわる継続環境調査検討書など2案件について答申。

10月7日 北谷町で発見された油状物質入りのドラム缶と汚染土壌の処分作業が終了。

10月8日 知事、全国都道府県知事会議で、地位協定抜本的見直しなど基地問題解決を要望。

10月8日付 嘉手納レモン司令官、相次ぐ緊急着陸とF15戦闘機の墜落など「直接の関係はない。」橋本沖繩大使が公表。

10月10日付 名護市被弾事件で、米軍が発見弾を「古い」とする見方を事実上否定と明らかに。県警、県議会米軍基地関係特別委で発表。

10月11日 普天間基地所属のCH53E輸送型ヘリコプターが石垣空港に緊急着陸。

10月15日 県議会、嘉手納町の信号弾被弾事

故と米軍都市型戦闘訓練施設建設計画に抗議し、計画撤回を求める決議案、意見書を可決。

10月16日 浦添市西原の米陸軍工兵隊事務所が16日までに返還。90年の日米合同委で返還作業の着手が確認された23事案の一つ。

10月16日 F15戦闘機、嘉手納基地飛行場で、緊急着陸。

10月18日 小泉首相、臨時国会での所信表明演説で沖繩問題に言及せず。

10月18日 嘉手納基地で、C130輸送機から燃料が滑走路に漏れる。

ピースデポの会員 になって下さい。

会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、情報の利用にあたって優遇されます。(会員種別、会費、手続については、お問い合わせ下さい。『核兵器・核実験モニター』の購読のみも可能です。

宛名ラベルメッセージについて

・会員番号(6桁): 会員の方に付いています。
・「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。
・「今号で誌代切れ、継続願います。」誌代切れ、継続願います。」: 入会または定期購読(年6,000円)の更新をお願いします。
・メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。

ピースデポ電子メールアドレス

事務局 <office@peacedepot.org>
梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp>
川崎哲 <kawasaki@peacedepot.org>
中村桂子 <nakamura@peacedepot.org>

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、川崎哲(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、青柳絢子、池田佳代、竹峰誠一郎、津留佐和子、中村和子、村上由美、梅林宏道